

## 第 5 2 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

別表第1 (第2条関係)

番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～13	(略)	(略)
14	昭和62年八王子市告示第141号に定める八王子都市計画絹ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「絹ヶ丘地区整備計画区域」という。)	<u>48.8</u>
15～59	(略)	(略)
60	平成14年八王子市告示第165号に定める八王子都市計画戸吹地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「戸吹地区整備計画区域」という。)	<u>34.0</u>
61	平成14年八王子市告示第166号に定める八王子都市計画宮下・加住地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「宮下・加住地区整備計画区域」という。)	<u>65.8</u>
62	(略)	(略)
63	平成14年八王子市告示第168号に定める八王子都市計画滝山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「滝山地区整備計画区域」という。)	<u>39.2</u>
64	平成14年八王子市告示第169号に定める八王子都市計画谷野・梅坪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「谷野・梅坪地区整備計画区域」という。)	<u>87.5</u>
65～68	(略)	(略)

## 改正前

別表第1 (第2条関係)

番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～13	(略)	(略)
14	昭和62年八王子市告示第141号に定める八王子都市計画絹ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「絹ヶ丘地区整備計画区域」という。)	<u>48.6</u>
15～59	(略)	(略)
60	平成14年八王子市告示第165号に定める八王子都市計画戸吹地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「戸吹地区整備計画区域」という。)	<u>28.6</u>
61	平成14年八王子市告示第166号に定める八王子都市計画宮下・加住地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「宮下・加住地区整備計画区域」という。)	<u>59.8</u>
62	(略)	(略)
63	平成14年八王子市告示第168号に定める八王子都市計画滝山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「滝山地区整備計画区域」という。)	<u>34.6</u>
64	平成14年八王子市告示第169号に定める八王子都市計画谷野・梅坪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「谷野・梅坪地区整備計画区域」という。)	<u>85.4</u>
65～68	(略)	(略)

69	平成14年八王子市告示第174号に定める八王子都市計画上川・川口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「上川・川口地区整備計画区域」という。）	<u>92.3</u>
70	平成14年八王子市告示第175号に定める八王子都市計画川口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「川口地区整備計画区域」という。）	<u>117.0</u>
71	平成14年八王子市告示第176号に定める八王子都市計画犬目・檜原地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「犬目・檜原地区整備計画区域」という。）	<u>42.4</u>
72	平成14年八王子市告示第177号に定める八王子都市計画美山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「美山地区整備計画区域」という。）	<u>44.8</u>
73	平成14年八王子市告示第178号に定める八王子都市計画西寺方地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西寺方地区整備計画区域」という。）	<u>109.3</u>
74	平成14年八王子市告示第179号に定める八王子都市計画下恩方地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「下恩方地区整備計画区域」という。）	<u>42.0</u>
75	平成14年八王子市告示第180号に定める八王子都市計画元八王子北部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「元八王子北部地区整備計画区域」という。）	<u>82.7</u>
76～82	(略)	(略)
83	平成14年八王子市告示第188号に定める八王子	<u>27.8</u>

69	平成14年八王子市告示第174号に定める八王子都市計画上川・川口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「上川・川口地区整備計画区域」という。）	<u>92.5</u>
70	平成14年八王子市告示第175号に定める八王子都市計画川口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「川口地区整備計画区域」という。）	<u>116.9</u>
71	平成14年八王子市告示第176号に定める八王子都市計画犬目・檜原地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「犬目・檜原地区整備計画区域」という。）	<u>42.7</u>
72	平成14年八王子市告示第177号に定める八王子都市計画美山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「美山地区整備計画区域」という。）	<u>44.9</u>
73	平成14年八王子市告示第178号に定める八王子都市計画西寺方地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西寺方地区整備計画区域」という。）	<u>107.7</u>
74	平成14年八王子市告示第179号に定める八王子都市計画下恩方地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「下恩方地区整備計画区域」という。）	<u>42.3</u>
75	平成14年八王子市告示第180号に定める八王子都市計画元八王子北部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「元八王子北部地区整備計画区域」という。）	<u>82.9</u>
76～82	(略)	(略)
83	平成14年八王子市告示第188号に定める八王子	<u>28.0</u>

	都市計画初沢・廿里地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「初沢・廿里地区整備計画区域」という。）	
84	平成14年八王子市告示第189号に定める八王子都市計画南浅川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南浅川地区整備計画区域」という。）	<u>21.7</u>
85	平成14年八王子市告示第190号に定める八王子都市計画館地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「館地区整備計画区域」という。）	<u>75.8</u>
86～92	(略)	(略)
93	平成14年八王子市告示第198号に定める八王子都市計画堀之内寺沢地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「堀之内寺沢地区整備計画区域」という。）	<u>14.3</u>
94～109	(略)	(略)
110	平成25年八王子市告示第325号に定める八王子都市計画滝山・梅坪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「滝山・梅坪地区整備計画区域」という。）	<u>22.6</u>
111～114	(略)	(略)
<u>115</u>	<u>平成29年八王子市告示第57号に定める八王子都市計画旭町・明神町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「旭町・明神町地区整備計画区域」という。）</u>	<u>1.2</u>
<u>116</u>	<u>平成29年八王子市告示第58号に定める八王子都市計画館ヶ丘西地区地区計画の区域のうち、地区整備</u>	<u>6.2</u>

	都市計画初沢・廿里地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「初沢・廿里地区整備計画区域」という。）	
84	平成14年八王子市告示第189号に定める八王子都市計画南浅川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南浅川地区整備計画区域」という。）	<u>21.6</u>
85	平成14年八王子市告示第190号に定める八王子都市計画館地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「館地区整備計画区域」という。）	<u>75.5</u>
86～92	(略)	(略)
93	平成14年八王子市告示第198号に定める八王子都市計画堀之内寺沢地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「堀之内寺沢地区整備計画区域」という。）	<u>14.5</u>
94～109	(略)	(略)
110	平成25年八王子市告示第325号に定める八王子都市計画滝山・梅坪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「滝山・梅坪地区整備計画区域」という。）	<u>21.5</u>
111～114	(略)	(略)

	計画が定められた区域（以下次表において「館ヶ丘西地区整備計画区域」という。）	
117	平成29年八王子市告示第59号に定める八王子都市計画館ヶ丘団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「館ヶ丘団地地区整備計画区域」という。）	45.5

別表第2（第3条—第9条、第11条、第13条関係）

1～35（略）

36 南八王子地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の容積率の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限		
センターA地区	次に掲げる建築物 1 事務所 2 店舗、飲食店その他これらに類するもの 3 研究所又は研修所 4 ホテル又は旅館（風営法第2条第6項第4号の規定に該当する営業に係るものを除く。） 5 キャバレー、料理店	—	—	—	3,000平方メートル	道路境界線までの距離3.5メートル	公共用歩廊その他これに類する公益上必要なもの	—	—	—

別表第2（第3条—第9条、第11条、第13条関係）

1～35（略）

36 南八王子地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の容積率の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限		
センターA地区	次に掲げる建築物 1 事務所 2 店舗、飲食店その他これらに類するもの 3 研究所又は研修所 4 ホテル又は旅館（風営法第2条第6項第4号の規定に該当する営業に係るものを除く。） 5 キャバレー、料理店	—	—	—	3,000平方メートル	道路境界線までの距離3.5メートル	公共用歩廊その他これに類する公益上必要なもの	—	—	—

その他これらに類するもの  
6 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの  
7 集会所、公会堂、展示場、スタジオその他これらに類するもの  
8 学校、図書館その他これらに類するもの  
9 保育所  
10 消防署、公共用歩廊、公衆便所、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの  
11 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの  
12 診療所  
13 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの  
6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場  
7 集会所、公会堂、展示場、スタジオその他これらに類するもの  
8 学校、図書館その他これらに類するもの  
9 保育所  
10 消防署、公共用歩廊、公衆便所、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの  
11 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの  
12 診療所  
13 神社、寺院、教会その他これらに類するもの



C地区	2	床面積が15平方メートルを超える畜舎	1メートル	までは、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	都市計画道路3・3号線及び同3・4号線
	3	カラオケボックスその他これに類するもの	2	隣地境界線までの距離	同3・4号線
	4	倉庫業を営む倉庫	0.7メートル	2	物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。））に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	5	危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）			
	6	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
	7	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの			
	8	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及			
				道路（八王子都市計画道路3・3・2号線及び同3・4・14号線（これに接し並行する道路	

C地区	2	床面積が15平方メートルを超える畜舎	1メートル	までは、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	都市計画道路3・3号線及び同3・4号線
	3	カラオケボックスその他これに類するもの	2	隣地境界線までの距離	同3・4号線
	4	倉庫業を営む倉庫	0.7メートル	2	物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。））に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	5	危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）			
	6	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
	7	劇場、映画館、演芸場又は観覧場			
	8	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用途に供する運動施			
				道路（八王子都市計画道路3・3・2号線及び同3・4・14号線（これに接し並行する道路	



	<p>びバッテイング練習場の用途に供する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>9 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>10 前2号に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>						を含む。)) 境界線までの距離 2メートル											
広域幹線沿道D地区	<p>1 自動車教習所</p> <p>2 床面積が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>3 カラオケボックスその他これに</p>	—	—	—	165平方メートル	1 道路境界線までの距離 1メートル	1 道路境界線については、都市計画の中心線から3メートル以下である	道路(八王子市画道路3・3号線)に接するものは	—	—								
広域幹線沿道D地区	<p>1 自動車教習所</p> <p>2 床面積が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>3 カラオケボックスその他これに</p>	—	—	—	165平方メートル	1 道路境界線までの距離 1メートル	2 隣地境界線までの	設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	9 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	10 前2号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの							を含む。)) 境界線までの距離 2メートル	
広域幹線沿道D地区	<p>1 自動車教習所</p> <p>2 床面積が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>3 カラオケボックスその他これに</p>	—	—	—	165平方メートル	1 道路境界線までの距離 1メートル	2 隣地境界線までの	道路(八王子市画道路3・3号線)に接するものは	—	—								

類するもの	距離	もの	、18
4 倉庫業を営む倉庫	0.7	2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	メートル
5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）	メートル	3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	
6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
7 劇場、映画館、演芸場 <b>若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</b>			
8 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用途に供する運動施設でその用途に供する部分の床面	道路（八王子都市計画道路3・3・2号線及び区画道路101号線）境界線までの距離	—	2メートル

類するもの	距離	もの	、18
4 倉庫業を営む倉庫	0.7	2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	メートル
5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）	メートル	3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	
6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
7 劇場、映画館、演芸場 <b>又は観覧場</b>			
8 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用途に供する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える	道路（八王子都市計画道路3・3・2号線及び区画道路101号線）境界線までの距離	—	2メートル



	所、場外車 券売場その 他これらに 類するもの 5 ホテル又 は旅館 6 自動車教 習所 7 床面積が 15平方メ ートルを超 える畜舎 8 カラオケ ボックスそ の他これに 類するもの 9 劇場、映 画館、演芸 場若しくは 観覧場又は ナイトクラ ブその他こ れに類する もの 10 キャバ レー、料理 店その他こ れらに類す るもの 11 倉庫業 を営む倉庫																		
業務施設C地区	1 住宅（長 屋に限る。 2 共同住宅 、寄宿舎又 は下宿 3 ボーリン グ場、スケ ート場、水 泳場その他 これらに類 する運動施	—	—	—	165 平方メ ートル	1 道路境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 隣地境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 物置そ の他これ	1 道路境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 物置そ の他これ	—	—	—	165 平方メ ートル	1 道路境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 隣地境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 物置そ の他これ	1 道路境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 物置そ の他これ	—	—	—			

						ル	に類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの								
	設	4	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの													
		5	ホテル又は旅館													
		6	自動車教習所													
		7	床面積が15平方メートルを超える畜舎													
		8	カラオケボックスその他これに類するもの													
		9	劇場、映画館、演芸場 <b>若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</b>													
		10	キャバレー、料理店その他これらに類するもの													
業務施設D地区		1	住宅	—	—	10分	1, 0	1	道路境界線までの距離	—	—	—	—	—	—	—
		2	共同住宅、寄宿舎又は下宿			の4 (00平方メートル)										
		3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他			敷地面積が1ヘクタール未満のもの		2	隣地境界線							

						ル	に類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの								
	設	4	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの													
		5	ホテル又は旅館													
		6	自動車教習所													
		7	床面積が15平方メートルを超える畜舎													
		8	カラオケボックスその他これに類するもの													
		9	劇場、映画館、演芸場 <b>又は観覧場</b>													
		10	キャバレー、料理店、 <b>ナイトクラブ、ダンスホール</b> その他これらに類するもの													
業務施設D地区		1	住宅	—	—	10分	1, 0	1	道路境界線までの距離	—	—	—	—	—	—	—
		2	共同住宅、寄宿舎又は下宿			の4 (00平方メートル)										
		3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他			敷地面積が1ヘクタール未満のもの		2	隣地境界線							

これらに類する運動施設	つては、10分の5)	までの距離3メートル	これらに類する運動施設	つては、10分の5)	までの距離3メートル
4 マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			4 マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
5 ホテル又は旅館			5 ホテル又は旅館		
6 自動車教習所			6 自動車教習所		
7 床面積が15平方メートルを超える畜舎			7 床面積が15平方メートルを超える畜舎		
8 カラオケボックスその他これに類するもの			8 カラオケボックスその他これに類するもの		
9 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの			9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場		
10 キャバレー、料理店その他これらに類するもの			10 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
11 倉庫業を営む倉庫			11 倉庫業を営む倉庫		
12 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵			12 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理		

	蔵又は処理に供するもののうち火薬類の貯蔵又は処理に供するもの										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

37～54 (略)

55 宇津木地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		建築物の容積率	建築物の敷地面積の最高限度			建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務施設B地区	1 学校(専修学校及び各種学校を除く。) 2 自動車教習所 3 畜舎 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、 <b>料理店</b> その他これらに類するもの 6 共同住宅又は住宅(長屋に限る。)の用に供する部分(住戸のあ	1 区域の特性に応じた最高限度 1 0分 0 2 公施設の整備の状況に応じた最高限度 1 0分の8	—	—	1 6 0平方メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供する高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供する高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5	—	—	—

	に供するもののうち火薬類の貯蔵又は処理に供するもの										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

37～54 (略)

55 宇津木地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		建築物の容積率	建築物の敷地面積の最高限度			建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務施設B地区	1 学校(専修学校及び各種学校を除く。) 2 自動車教習所 3 畜舎 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、 <b>ナイトクラブ、ダンスホール</b> その他これらに類するもの 6 共同住宅又は住宅(長屋に限る。)の用に	1 区域の特性に応じた最高限度 1 0分 0 2 公施設の整備の状況に応じた最高限度 1 0分の8	—	—	1 6 0平方メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供する高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供する高さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5	—	—	—

		る階に限る。 。)の階数の合計が3を超え建築物 7 ホテル又は旅館 8 八王子市特別工業地区建築条例(平成16年八王子市条例第7号)別表第2に掲げる建築物				までの距離 0.5メートル	平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの								までの距離 0.5メートル	平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの					
業務施設C地区	1 学校(専修学校及び各種学校を除く。) 2 自動車教習所 3 畜舎 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、 <b>料理店</b> その他これらに類するもの 6 共同住宅又は住宅(長屋に限る。)の用に供する部分(住戸のある階に限る)	1 区域の特性に応じた最高限度 10分 2 公共施設の整備状況に応じた最高限度 10分の8	—	—	160平方メートル	1 道路(八王子都市計画道路3・4・71号線)境界線までの距離 1メートル 2 道路(八王子都市計画道路3・4・71号線を除く)境界線及び隣地境界線までの	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル	—	—	—	業務施設C地区	1 学校(専修学校及び各種学校を除く。) 2 自動車教習所 3 畜舎 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、 <b>ナイトクラブ、ダンスホール</b> その他これらに類するもの 6 共同住宅又は住宅(長屋に限る。)の用に供する部分	1 区域の特性に応じた最高限度 10分 2 公共施設の整備状況に応じた最高限度 10分の8	—	—	160平方メートル	1 道路(八王子都市計画道路3・4・71号線)境界線までの距離 1メートル 2 道路(八王子都市計画道路3・4・71号線を除く)境界線及び隣地境界線までの	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル	—	—	—



	。)の階数の合計が3を超える建築物				距離 0.5メートル	トル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの			
--	-------------------	--	--	--	---------------	-----------------------------------------	--	--	--

56～59 (略)

60 戸吹地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
住宅地区	—	10分の6 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる	—	10分の3 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる	120 (平方メートル)	1 隣地境界線までの距離0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線まで0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上	1 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—	—	—

	(住戸のある階に限る。)の階数の合計が3を超える建築物				距離 0.5メートル	トル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの			
--	-----------------------------	--	--	--	---------------	-----------------------------------------	--	--	--

56～59 (略)

60 戸吹地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
—	—	10分の6 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる	—	10分の3 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる	120 (平方メートル)	1 隣地境界線までの距離0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線まで0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—	—	—







るものを除く。)

の(以下この項において「兼用住宅」という。)における道路境界線及び隣地境界線までの距離0.5メートル

住宅及び兼用住宅以外の建築物における道路境界線及び隣地境界線までの距離1メートル

3 自動車庫で軒

で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

2 物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

3 自動車庫で軒

の高さが  
2.3メ  
ートル以  
下である  
もの

6 1 宮下・加住地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度
住宅地区	—	10分の6（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路と	—	10分の3（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路と	1 隣地境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離 0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上の道路の境界線までの距離 0.5メー	1 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—

6 1 宮下・加住地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度
住宅地区	—	10分の6（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路と	—	10分の3（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路と	1 隣地境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離 0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上の道路の境界線までの距離 0.5メー	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—

して築造していないものに限る。  
 )

して築造していないものに限る。  
 )

トル	
住宅地区	1 住宅（
と産業・業務沿道地区にまたがり、かつ、八王子都市計画道路3・3・41号線（これに接し並行する道路を含む。）に接する敷地の建築物にあつては、道路境界線及び隣地境界線までの距離1メートル	） 3戸以上の長屋を除く。以下この項において同じ。） 及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ののうち令第130条の3で定めるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以

して築造していないものに限る。  
 )

して築造していないものに限る。  
 )

トル





	ナイトクラブその他これに類するもの				平方メートル)	隣地境界線までの距離														
	10 キャンパレー、料理店その他これらに類するもの					1メートル														
	11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。)																			

6 2 (略)

6 3 滝山地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	最高限度	最低限度	
住宅地区	—	10分の6(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する)	—	10分の3(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する)	1 隣地境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2	—	—	—	—

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6 2 (略)

6 3 滝山地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	最高限度	最低限度	
—	—	10分の6(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する)	—	10分の3(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する)	1 隣地境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供	—	—	—	—

敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

線までの距離 0.75メートル 3 幅員 4.5メートル以上の道路の境界線までの距離 0.5メートル  
住宅地区 1 住宅(と一般沿道地区にまたがり、かつ、八王子都市計画道路3・3・41号線(これに接し並行する道路を含む。)に接する敷地の建築物にあつては、道路境界線及び隣地境界線までの距離 1メートル)  
3戸以上の長屋を除く。以下この項において同じ。)及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの  
2 物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高

さ2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

線までの距離 0.75メートル 3 幅員 4.5メートル以上の道路の境界線までの距離 0.5メートル  
し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの



もの（建築物に附属するものを除く。）

条の3で定めるもの（以下この項において「兼用住宅」という。）における道路境界線及び隣地境界線までの距離  
0.5メートル

住宅及び兼用住宅以外の建築物における道路境界線及び隣地境界線までの距離  
1メートル

1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

2 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

3 自動車  
車庫で軒  
の高さが  
2.3メ  
ートル以  
下である  
もの

6 4 谷野・梅坪地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度
住宅地区	—	10分の6 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	10分の3 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	120平方メートル	1 隣地の境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離 0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上の道路の境界線までの距離	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—

6 4 谷野・梅坪地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度
—	—	10分の6 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	10分の3 (法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	120平方メートル	1 隣地の境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離 0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上の道路の境界線までの距離	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—

部分を道路として築造していないものに限る。)

部分を道路として築造していないものに限る。)

0.5メートル  
住宅地区と一般沿道地区にまたがり、かつ、八王子都市計画道路3・3・41号線（これに接し並行する道路を含む。）に接する敷地の建築物にあつては、道路境界線及び隣地境界線までの距離1メートル  
1 住宅（3戸以上の長屋を除く。以下この項において同じ。）及び住宅・店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第30条の3で定めるもの  
2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの  
3 自動車車庫で軒の高さが

部分を道路として築造していないものに限る。)

部分を道路として築造していないものに限る。)

0.5メートル



						0.5メートル															
						住宅及び兼用住宅以外の建築物における道路境界線及び隣地境界線までの距離1メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの														
							2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの														
							3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの														

65～99 (略)

100 八王子駅南口周辺地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建べの敷地	建築物の敷地	建築物の外壁等の面から道路境界線又は	建築物の高さ	垣又は柵の構


65～99 (略)

100 八王子駅南口周辺地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建べの敷地	建築物の敷地	建築物の外壁等の面から道路境界線又は	建築物の高さ	垣又は柵の構



分		い率の		面積の	隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	造の制限		
		最高限度	最低限度			最高限度	最低限度	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度
—	1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの	—	—	300平方メートル	道路境界線までの距離 0.5メートル	—	—	—

101～103 (略)

104 尾根幹線南地区整備計画区域

計画地区の区分	(い) 建築してはならない建築物	(う) 建築物の容積率		(え) 建築物の建ぺい率の最高限度	(お) 建築物の敷地の面積の最低限度	(か) 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		(き) 建築物の高さ		(く) 垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
—	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 幼稚園、小学校又は中学校 5 老人ホー	—	—	—	1,000平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 2メートル	—	30メートル	—	—

分		い率の		面積の	隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	造の制限		
		最高限度	最低限度			最高限度	最低限度	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度
—	1 キャバレー、料理店、 <b>ナイトクラブ、ダンスホール</b> その他これらに類するもの 2 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの	—	—	300平方メートル	道路境界線までの距離 0.5メートル	—	—	—

101～103 (略)

104 尾根幹線南地区整備計画区域

計画地区の区分	(い) 建築してはならない建築物	(う) 建築物の容積率		(え) 建築物の建ぺい率の最高限度	(お) 建築物の敷地の面積の最低限度	(か) 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		(き) 建築物の高さ		(く) 垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
—	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 幼稚園、小学校又は中学校 5 老人ホー	—	—	—	1,000平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 2メートル	—	30メートル	—	—

<p>ム</p> <p>6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>7 ホテル又は旅館</p> <p>8 劇場、映画館、演芸場<b>若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</b></p> <p>9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>10 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>11 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物</p>													<p>ム</p> <p>6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>7 ホテル又は旅館</p> <p>8 劇場、映画館、演芸場<b>又は観覧場</b></p> <p>9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>10 キャバレー、料理店、<b>ナイトクラブ、ダンスホール</b>その他これらに類するもの</p> <p>11 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物</p>												
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



	に類するもの 7 自動車庫（建築物に附属するものを除く。）			診療所の用途を兼ねるものにあつては、170平方メートル）		の 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの			
--	----------------------------------	--	--	------------------------------	--	---------------------------------	--	--	--

110 滝山・梅坪地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の隣地境界線までの距離	建築物の外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	垣又は柵の構造の制限
住宅地区	—	10分の6（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道	—	10分の3（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道	120（平方メートル）	1 隣地境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離 0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上の道路	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—	—	—

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

110 滝山・梅坪地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の隣地境界線までの距離	建築物の外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	垣又は柵の構造の制限
＝	—	10分の6（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道	—	10分の3（法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道	120（平方メートル）	1 隣地境界線までの距離 0.5メートル 2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離 0.75メートル 3 幅員4.5メートル以上の道路	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—	—	—

との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

の境界線までの距離 0.5メートル	
住宅地区	1 住宅（3戸以上の長屋を除く。以下この項において同じ。）及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの
と一般沿道地区にまたがり、かつ、八王子都市計画道路3・3・41号線（これに接し並行する道路を含む。）に接する敷地の建築物にあつては、道路境界線及び隣地境界線までの距離	2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
1メートル	

との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)

の境界線までの距離  
0.5メートル

もの

							3 自動車 車庫で軒 の高さが 2.3メ ートル以 下である もの												
一般沿 道地区	1 自動車教 習所 2 畜舎 3 マーチャ ン屋、ぱち んこ屋、射 的場、遊技 場、勝馬投 票券発売所 、場外車券 売場その他 これらに類 するもの 4 危険物の 貯蔵又は処 理に供する もの（建築 物に附属す るものを除 く。）	=	=	=	120 平方メ ートル	住宅（3 戸以上の 長屋を除 く。以下 この項に おいて同 じ。）及 び住宅で 事務所、 店舗その 他これら に類する 用途を兼 ねるもの のうち令 第130 条の3で 定めるも の（以下 この項に おいて「 兼用住宅 」という 。）にお ける道路 境界線及	1 道路境 界線につ いては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 物置そ の他これ に類する 用途に供 し、軒の 高さが2 .3メー トル以下 で、かつ 、床面積 の合計が 5平方メ ートル以 内である もの	20メ ートル	=	=									

																			<p>び隣地境界線までの距離 0.5メートル</p> <p>住宅及び兼用住宅以外の建築物における道路境界線及び隣地境界線までの距離 1メートル</p> <p>1 道路境界線については、外壁等の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 1 1 八王子インター北地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地	建築してはな	建築物の容積	建築物	建築物	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は

1 1 1 八王子インター北地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地	建築してはな	建築物の容積	建築物	建築物	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は

区分	区らない建築物	率		の建べ い率の 最高限 度	の敷地 面積の 最低限 度	から道路境界線又は 隣地境界線までの距 離及び適用除外の建 築物等		最高限 度	最低限 度	柵の構 造の制 限
		最高限 度	最低限 度			距離	適用除外の 建築物等			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
業務施設地区	1 ホテル又は旅館 2 住宅（4戸以上の長屋に限る。） 3 共同住宅の用に供する部分（住戸のある階に限る。）の階数の合計が3を超える建築物 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これに類するもの	—	—	—	160平方メートル	1 道路境界線及び隣地境界線までの距離0.5メートル 2 道路（八王子都市計画道） 3 1号線及び同3・3・74号線）までの距離1メートル	1 道路境界線については、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	—	—	—

区分	区らない建築物	率		の建べ い率の 最高限 度	の敷地 面積の 最低限 度	から道路境界線又は 隣地境界線までの距 離及び適用除外の建 築物等		最高限 度	最低限 度	柵の構 造の制 限
		最高限 度	最低限 度			距離	適用除外の 建築物等			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
業務施設地区	1 ホテル又は旅館 2 住宅（4戸以上の長屋に限る。） 3 共同住宅の用に供する部分（住戸のある階に限る。）の階数の合計が3を超える建築物 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これに類するもの	—	—	—	160平方メートル	1 道路境界線及び隣地境界線までの距離0.5メートル 2 道路（八王子都市計画道） 3 1号線及び同3・3・74号線）までの距離1メートル	1 道路境界線については、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	—	—	—



- 7 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- 8 公衆浴場
- 9 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 10 学校
- 11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 12 自動車教習所
- 13 畜舎
- 14 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物

もの

112～114 (略)

**115 旭町・明神町地区整備計画区域**

(a)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地	建築してはな	建築物の容積	建築物	建築物	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は

- 7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 8 公衆浴場  
(公衆浴場法第1条第1項に該当するものを除く。)
- 9 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 10 学校
- 11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 12 自動車教習所
- 13 畜舎
- 14 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物

もの

112～114 (略)

区	区分	率		の建	の敷	から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	最高限	最低限	最高限	最低限	柵の構造の制限		
		最高限	最低限									最高限	最低限
		度	度									度	度
明神町	1 カラオケボックスその他これに類するもの	=	=	=	5.0	道路境界線及び隣地境界線までの距離 3メートル	=	=	=	=	=		
公共地区	2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの												
	3 キャバレー、料理店その他これらに類するもの												
	4 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの												
	5 自動車教習所												
	6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）												

**116 館ヶ丘西地区整備計画区域**

	(a)	(i)	(u)	(e)	(b)	(ka)	(ki)	(k)
計画地区	建築してはならない建築物率	建築物の容積率	建築物の建	建築物の敷	建築物の外壁等の面	建築物の高さ	垣又は柵の構	
区	率		の建	地	から道路境界線又は			

分		最高限度	最低限度	い率の 最高限 度	面積の 最低限 度	隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		造の制限		
						距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
二	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 3 自動車庫（建築物に附属するものを除く。）	二	二	二	120 平方メートル	1 道路境界線までの距離 1メートル 2 隣地境界線までの距離 0.7メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	二	二	二
<b>117 館ヶ丘団地地区整備計画区域</b>										
(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)			

計画地区区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
生活サービス地区A	1 住宅 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 4 自動車庫（建築物に附属するものを除く。） 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）	＝	＝	＝	200	1 道路境界線までの距離 1メートル （住宅以外の用途を兼ねるものにあつては、120平方メートル）	1 道路境界線については、中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	＝	＝	＝

						道路(区画道路1号及び区画道路2号)境界線までの距離 3メートル	＝			
生活サービス地区B	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 3 自動車庫(建築物に附属するものを除く。) 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く。)	＝	＝	＝	200平方メートル(住宅(3戸以上の長屋を除く。以下この項において同じ。)、住宅で住宅以外の用途を兼ねるもの及び集会所にあつては、120平方メートル)	1 道路境界線までの距離 1メートル 2 隣地境界線までの距離 0.7メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	20メートル	＝	＝

						道路(八王子都市計画道路3・4・63号線、区画道路1号及び区画道路3号)境界線までの距離3メートル	＝			
住宅地区A	1 下宿 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 病院 4 公衆浴場 5 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 6 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)	＝	＝	＝	200平方メートル(住宅(3戸以上の長屋を除く。以下この項において同じ。)、住宅で住宅以外の用途を兼ねるもの及び集会所にあつては、120平方メートル)	1 道路境界線までの距離1メートル 2 隣地境界線までの距離0.7メートル	1 道路境界線については、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒	20メートル	＝	＝

						の高さが 2.3メ ートル以 下である もの				
					道路(八 王子都市 計画道路 3・3・ 2号線、 同3・4 ・63号 線、区画 道路2号 及び区画 道路3号 )境界線 までの距 離 3メ ートル	＝				
住宅地 区B	1 住宅(3 戸以上の長 屋を除く。 ) 2 下宿 3 神社、寺 院、教会そ の他これら に類するも の 4 病院 5 公衆浴場 6 税務署、 警察署、保 健所、消防 署その他こ れらに類す るもの 7 自動車車 庫(建築物 に附属する ものを除く 。)	＝	＝	＝	2001 平方メ ートル (住宅 で住宅 以外の 用途を 兼ねる ものに あつて は、1 20平 方メー トル)	1 道路境 界線に ついては、 外壁等の 中心線の 長さの合 計が3メ ートル以 下である もの 2 物置そ の他これ に類する 用途(自 動車車庫 を除く。 )に供し 、軒の高 さが2. 3メー トル以下 で、かつ、 床面積の	＝	＝	＝	





	属するもの						合計が5平方メートル以内であるものの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの				
						道路（八王子都市計画道路3・3・2号線及び区画道路1号）境界線までの距離 3メートル	＝				

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。